

伊勢崎都市計画地区計画の変更（伊勢崎市決定）  
 都市計画田中町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		田中町地区地区計画
位 置		伊勢崎市田中町の一部
面 積		約 3 4 . 1 ha
地区計画の目標		<p>本地区は伊勢崎市の西部に位置し、都市計画道路 3・4・15 号伊勢崎高崎線沿道及び既成市街化区域と県道駒形柴町線に挟まれて立地する地区である。</p> <p>本地区は産業拠点に位置づけられた伊勢崎宮郷工業団地及び都市基盤整備が図られた既成市街地に隣接することから、幹線道路沿道の立地を活かした土地利用の増進並びに建築物の用途の制限等を行うことにより、良好な居住環境の保全及び新たな住宅地の創出により、周辺地域と一体となった職住近接のまちづくりを進める。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区を 3 つの地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。</p> <p>(幹線道路沿道地区)</p> <p>既存住宅地の居住環境向上に向けた地区施設の改善を図るとともに、幹線道路沿道の立地を活かした沿道サービス施設等の複合型土地利用の誘導により生活利便性の向上と土地の合理的な活用を図る。</p> <p>(居住環境保全地区)</p> <p>既存の住宅地に不足する地区施設の確保及び改善により良好な居住環境の保全を図る。</p> <p>(居住環境創造地区)</p> <p>計画的な地区施設の一体的整備を図ることで、新たに良好な住宅市街地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の生活利便性、安全性及び防災性の向上を図るため、街区公園の新設及び狭幅員道路の拡幅、並びに住宅市街地形成を促進するための生活道路を新設する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>(幹線道路沿道地区)</p> <p>複合型土地利用の促進に際し、既存住宅地における生活環境を損なうおそれのある建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>(居住環境保全地区)</p> <p>良好な居住環境を保全するため、建築物の高さの制限を定める。</p> <p>(居住環境創造地区)</p> <p>良好な住宅地の形成を図るため、最低敷地の制限により敷地の細分化を防ぐとともに、建築物の最高高さの制限や垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	1号線 幅員 6.0m、延長 約450m		
			2号線 幅員 6.0m、延長 約58m		
			3号線 幅員 6.0m、延長 約25m		
			4号線 幅員 6.0m、延長 約165m		
			5号線 幅員 6.0m、延長 約105m		
			6号線 幅員 6.0m、延長 約130m		
			7号線 幅員 5.0m、延長 約40m		
			8号線 幅員 5.0m、延長 約55m		
			9号線 幅員 6.0m、延長 約90m		
			10号線 幅員 6.0m、延長 約120m		
			11号線 幅員 6.0m、延長 約110m		
			12号線 幅員 6.0m、延長 約255m		
			13号線 幅員 6.0m、延長 約50m		
		公園	1号公園 約2,500㎡		
2号公園 約2,500㎡					
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	幹線道路沿道地区	居住環境保全地区	居住環境創造地区
		面積	約17.1ha	約10.9ha	約6.1ha
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。			
		1. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 4. ボーリング場、スケート場、水泳場	1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 2. ホテル又は旅館		

		<p>その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>5. カラオケボックス その他これに類するもの</p> <p>6. ホテル又は旅館</p> <p>7. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>8. 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の8の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	
	敷地面積の最低限度	—	150㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は1m以上後退すること。	
	建築物の高さの最高限度	—	12m

		垣又はさくの構造の制限	—	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6メートル以下のもの又は門袖（門柱を含む）で片側の幅が2m以下の部分にあってはこの限りではない。
--	--	-------------	---	--

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、変更を行うものです。

伊勢崎都市計画地区計画の変更新旧対照表

(変更前)

名称		田中町地区地区計画
位置		伊勢崎市田中町の一部
面積		約34.1ha
地区計画の目標		<p>本地区は伊勢崎市の西部に位置し、都市計画道路3・4・15号伊勢崎高崎線沿道及び既成市街化区域と県道駒形柴町線に挟まれて立地する地区である。</p> <p>本地区は産業拠点に位置づけられた伊勢崎宮郷工業団地及び都市基盤整備が図られた既成市街地に隣接することから、幹線道路沿道の立地を活かした土地利用の増進並びに建築物の用途の制限等を行うことにより、良好な居住環境の保全及び新たな住宅地の創出により、周辺地域と一体となった職住近接のまちづくりを進める。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。</p> <p>(幹線道路沿道地区)</p> <p>既存住宅地の居住環境向上に向けた地区施設の改善を図るとともに、幹線道路沿道の立地を活かした沿道サービス施設等の複合型土地利用の誘導により生活利便性の向上と土地の合理的な活用を図る。</p> <p>(居住環境保全地区)</p> <p>既存の住宅地に不足する地区施設の確保及び改善により良好な居住環境の保全を図る。</p> <p>(居住環境創造地区)</p> <p>計画的な地区施設の一体的整備を図ることで、新たに良好な住宅市街地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の生活利便性、安全性及び防災性の向上を図るため、街区公園の新設及び狭幅員道路の拡幅、並びに住宅市街地形成を促進するための生活道路を新設する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>(幹線道路沿道地区)</p> <p>複合型土地利用の促進に際し、既存住宅地における生活環境を損なうおそれのある建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>(居住環境保全地区)</p> <p>良好な居住環境を保全するため、建築物の高さの制限を定める。</p> <p>(居住環境創造地区)</p> <p>良好な住宅地の形成を図るため、最低敷地の制限により敷地の細分化を防ぐとともに、建築物の最高高さの制限や垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	1号線 幅員 6.0m、延長 約450m			
			2号線 幅員 6.0m、延長 約58m			
			3号線 幅員 6.0m、延長 約25m			
			4号線 幅員 6.0m、延長 約165m			
			5号線 幅員 6.0m、延長 約105m			
			6号線 幅員 6.0m、延長 約130m			
			7号線 幅員 5.0m、延長 約40m			
			8号線 幅員 5.0m、延長 約55m			
			9号線 幅員 6.0m、延長 約90m			
			10号線 幅員 6.0m、延長 約120m			
			11号線 幅員 6.0m、延長 約110m			
			12号線 幅員 6.0m、延長 約255m			
			13号線 幅員 6.0m、延長 約50m			
		公園	1号公園 約2,500㎡			
2号公園 約2,500㎡						
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	幹線道路沿道地区	居住環境保全地区	居住環境創造地区	
		面積	約17.1ha	約10.9ha	約6.1ha	
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td> 1. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの  2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場  4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 </td> <td> 1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設  2. ホテル又は旅館 </td> </tr> </table>				1. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類
1. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類	1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 2. ホテル又は旅館					

		<p>する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>5. カラオケボックス その他これに類するもの</p> <p>6. ホテル又は旅館</p> <p>7. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>8. 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の8の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	
	敷地面積の最低限度	—	150㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は1m以上後退すること。	
	建築物の高さの最高限度	—	12m

		垣又はさくの構造の制限	—	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6メートル以下のもの又は門袖（門柱を含む）で片側の幅が2m以下の部分にあってはこの限りではない。
--	--	-------------	---	--

伊勢崎都市計画地区計画の変更新旧対照表

(変更後)

名称		田中町地区地区計画
位置		伊勢崎市田中町の一部
面積		約34.1ha
地区計画の目標		<p>本地区は伊勢崎市の西部に位置し、都市計画道路3・4・15号伊勢崎高崎線沿道及び既成市街化区域と県道駒形柴町線に挟まれて立地する地区である。</p> <p>本地区は産業拠点に位置づけられた伊勢崎宮郷工業団地及び都市基盤整備が図られた既成市街地に隣接することから、幹線道路沿道の立地を活かした土地利用の増進並びに建築物の用途の制限等を行うことにより、良好な居住環境の保全及び新たな住宅地の創出により、周辺地域と一体となった職住近接のまちづくりを進める。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。</p> <p>(幹線道路沿道地区)</p> <p>既存住宅地の居住環境向上に向けた地区施設の改善を図るとともに、幹線道路沿道の立地を活かした沿道サービス施設等の複合型土地利用の誘導により生活利便性の向上と土地の合理的な活用を図る。</p> <p>(居住環境保全地区)</p> <p>既存の住宅地に不足する地区施設の確保及び改善により良好な居住環境の保全を図る。</p> <p>(居住環境創造地区)</p> <p>計画的な地区施設の一体的整備を図ることで、新たに良好な住宅市街地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の生活利便性、安全性及び防災性の向上を図るため、街区公園の新設及び狭幅員道路の拡幅、並びに住宅市街地形成を促進するための生活道路を新設する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>(幹線道路沿道地区)</p> <p>複合型土地利用の促進に際し、既存住宅地における生活環境を損なうおそれのある建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>(居住環境保全地区)</p> <p>良好な居住環境を保全するため、建築物の高さの制限を定める。</p> <p>(居住環境創造地区)</p> <p>良好な住宅地の形成を図るため、最低敷地の制限により敷地の細分化を防ぐとともに、建築物の最高高さの制限や垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	1号線 幅員 6.0m、延長 約450m		
			2号線 幅員 6.0m、延長 約58m		
			3号線 幅員 6.0m、延長 約25m		
			4号線 幅員 6.0m、延長 約165m		
			5号線 幅員 6.0m、延長 約105m		
			6号線 幅員 6.0m、延長 約130m		
			7号線 幅員 5.0m、延長 約40m		
			8号線 幅員 5.0m、延長 約55m		
			9号線 幅員 6.0m、延長 約90m		
			10号線 幅員 6.0m、延長 約120m		
			11号線 幅員 6.0m、延長 約110m		
			12号線 幅員 6.0m、延長 約255m		
			13号線 幅員 6.0m、延長 約50m		
	公園	1号公園 約2,500㎡			
		2号公園 約2,500㎡			
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	幹線道路沿道地区	居住環境保全地区	居住環境創造地区
		面積	約17.1ha	約10.9ha	約6.1ha
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. キャバレー、料理店、<del>ナイトクラブ</del>、<del>ダンスホール</del>その他これらに類するもの</p> <p>2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3. 劇場、映画館、演芸場、<del>又は若しくは</del>観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>2. ホテル又は旅館</p>			

		<p>4. ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>5. カラオケボックス その他これに類するもの</p> <p>6. ホテル又は旅館</p> <p>7. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>8. 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の8の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	
	敷地面積の最低限度	—	150㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は1m以上後退すること。	
	建築物の高さの最高限度	—	12m

		垣又はさくの構造の制限	—	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6メートル以下のもの又は門袖（門柱を含む）で片側の幅が2m以下の部分にあってはこの限りではない。
--	--	-------------	---	--

# 総括図 S=20,000

田中町地区 地区計画(約34.1ha)

伊勢崎都市計画区域



# 計 画 図

地区計画区域 測点の表示凡例	
1~3	道路界
3~6	道路界(市街化区域界)
6~11	道路界
11~12	水路界
12~13	道路界
13~1	水路界

幹線道路沿道地区 測点の表示凡例	
1~3	道路界
3~14	道路界(市街化区域界)
14	見通し(15-16)
15~16	土地境界(道路内筆かえ)
16~17	道路中央界
17~18	都市計画道路端から30m
18~20	道路中央界
20~11	道路界
11~12	水路界
12~13	道路界
13~1	水路界

居住環境保全地区 測点の表示凡例	
21~22	土地境界
22~24	道路界
24~25	道路界
25	見通し(24-25)
26~20	道路界
20~18	道路中央界
18~17	都市計画道路端から30m
17~21	道路中央界

居住環境創造地区 測点の表示凡例	
6~26	道路界
26	見通し(24-25)
25~24	道路界
24~22	道路界
22~21	土地境界
21~16	道路中央界
16~15	土地境界(道路内筆かえ)
14	見通し(15-16)
14~6	道路界(市街化区域界)

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

